

議案第 1 2 2 号

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

岐阜県最低賃金額の改定に伴う会計年度任用職員の給与等の額の見直しのための改正

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表中「1級18号給」を「1級25号給」に改める。

附則に次の2項を加える。

（令和4年度における給料表の改正に関する特例）

- 5 第3条第5項の規定により算定した給与等の額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づき定められた岐阜県の最低賃金の額（以下「最低賃金」という。）を下回る場合は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に限り、第3条第4項の規定は適用しない。

（最低賃金法の改正に関する特例措置）

- 6 前項の規定に基づき算定した給与等の額又は第3条第5項の規定により算定した給与等の額が、最低賃金を下回る場合は、当該給与等の額を最低賃金の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、改正後の飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。以下同じ。）は、令和4年10月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 2 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の規定に基づい

て支給された給与等は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
第1条・第2条 略 (給料及び報酬の額) 第3条 略 2 略 3 会計年度任用職員に適用する給料表は、給与条例第3条に定める給料表を準用するものとし、会計年度任用職員の区分並びに適用する給料表及び給料又は報酬の上限額とする号給の適用区分については、次の表のとおりとする。			第1条・第2条 略 (給料及び報酬の額) 第3条 略 2 略 3 会計年度任用職員に適用する給料表は、給与条例第3条に定める給料表を準用するものとし、会計年度任用職員の区分並びに適用する給料表及び給料又は報酬の上限額とする号給の適用区分については、次の表のとおりとする。		
会計年度任用職員の区分	適用する給料表	上限とする号給	会計年度任用職員の区分	適用する給料表	上限とする号給
業務支援職員（主に資格を要しない業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級12号給	業務支援職員（主に資格を要しない業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級12号給
専門業務職員（主に資格を要する業務又は特定の専門業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級40号給	専門業務職員（主に資格を要する業務又は特定の専門業務に従事する職員）	行政職給料表（一）	1級40号給
	医療職給料表（一）	1級8号給		医療職給料表（一）	1級8号給
	医療職給料表（二）	2級8号給		医療職給料表（二）	2級8号給
	医療職給料表（三）	2級18号給		医療職給料表（三）	2級18号給
	福祉職給料表	1級18号給		福祉職給料表	1級25号給
4～6 略			4～6 略		
第4条～第28条 略			第4条～第28条 略		

附 則

1～4 略

附 則

1～4 略

(令和4年度における給料表の改正に関する特例)

5 第3条第5項の規定により算定した給与等の額が、最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定に基づき定められた岐阜県の最低賃金の額(以下「最低賃金」という。)を下回る場合は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に限り、第3条第4項の規定は適用しない。

(最低賃金法の改正に関する特例措置)

6 前項の規定に基づき算定した給与等の額又は第3条第5項の規定により算定した給与等の額が、最低賃金を下回る場合は、当該給与等の額を最低賃金の額とする。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	岐阜県最低賃金額の改定に伴う会計年度任用職員の給与等の額の見直しのための改正
制定改廃の根拠等	<p>最低賃金法（昭和34年法律第137号）の改正に伴い、岐阜県の最低賃金の額が令和4年10月1日から910円に改定された。</p> <p>地方公務員は、情勢適応の原則、均衡の原則及び条例主義並びに人事院勧告に基づく給料表の改定等により適切な水準が確保されており、最低賃金法は適用除外であるが、会計年度任用職員は人事院勧告に基づく給料表の改定が翌年度に反映されるため、今年度において最低賃金の額を下回る職員が発生することとなる。このため、最低賃金の額を下回らないよう、人事院勧告に基づき改定された給料表を適用させるため、改正を行う。</p> <p>また、令和5年度以降は、最低賃金法の改正による最低賃金の額を下回ることをしないよう、市独自の改正を行う。</p>
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>最低賃金の額を下回る場合は、人事院勧告に基づく給料改定を令和4年10月から適用させ、最低賃金の額以上とする。</p> <p style="text-align: right;">（改正後の条例附則第5項関係）</p> <p>令和5年度以降は、最低賃金の額が改定された際、最低賃金の額を下回ることがないように特例措置を規定する。</p> <p style="text-align: right;">（改正後の条例附則第6項関係）</p>
市民への影響等	【影響の規模】 会計年度任用職員 855千円（66名）
施行日	公布の日（適用日：令和4年10月1日）
備考	